

# 私立小中学校等に通う児童生徒の保護者の方へ

## 「私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業」について(お知らせ)

- 平成30年7月1日現在、私立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校(小学部、中学部)に通っている児童生徒が対象です。
- 年収400万円未満の世帯(※)が対象です。

※父母、扶養親族が高校生未満の子供のみの世帯の目安であり、家族の状況等により異なります。詳細は申請書類を御覧ください。

※昨年度とは判定方法が異なりますので、御注意ください。(昨年度に支援対象となった場合でも、対象とならない場合がございます。)

※本事業は予算の範囲内で実施される実証事業であり、基準を満たしている場合であっても、支援の対象とならない場合がございます。

- 最大で年額10万円を支援します。
  - 学校が代理受領し、授業料が減額されます。
- 文部科学省が実施する調査に御協力いただきます。
  - 支援を受けるための条件です。

平成30年7月以降、各都道府県又は学校から、申請に必要な書類などについて、御案内があります。

